

# 香川県報



第 13 号

平成 17 年

2月15日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	（健康福祉総務課）	一
生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出	”	”
生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	”	二
身体障害者福祉法の規定による事業者の指定	（障害福祉課）	”
知的障害者福祉法の規定による事業者の指定	”	”
児童福祉法の規定による事業者の指定	”	”
漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定	（水産課）	”
<b>公 告</b>		
土地改良事業の認可（二件）	（土地改良課）	三
土地改良事業の同意	”	”
土地改良事業の適否決定（七件）	”	”
土地改良区の役員の就任の届出	”	”
開発行為に関する工事の完了（二件）	（建築課）	五
開発行為に関する工事（公共施設）の完了	”	六

## 告 示

香川県告示第九十二号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、一〇、一五	城山温泉介護ステーション 坂出市府中町五九一三番地三	有限会社ケア・ステーション 丸亀市土器町西四丁目二四四番地	通所介護
平成一七、一、一一	そよかぜ指定福祉用具貸与事業所 東かがわ市川東三二二一コーポ川東一〇一号	株式会社総合医療 徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵三九一	福祉用具貸与
平成一七、二、一一	あいうえおケアセンター 坂出市御供所町一丁目四番一三号	有限会社あいうえお 坂出市御供所町一丁目四番一三号	訪問介護

香川県告示第九十三号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、一一、一一	らくらくダイワ指定福祉用具貸与事業所 坂出市富士見町二丁目五番三号	有限会社大和タクシ 坂出市富士見町二丁目五番三号	福祉用具貸与

香川県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一七、二、一	かんだぎ歯科医院	さぬき市津田町鶴羽字薬師堂一一一

香川県告示第九十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 事 業 所 番 号	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	申 請 者 の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
三七〇〇〇一 一〇一五二 一七	あいうえおケアセンター 坂出市御供所町一丁目四番一三号	有限会社あいうえお 坂出市御供所町一丁目四番一三号	平成十七年 二月一日	身体障害者居宅 介護

香川県告示第九十六号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 事 業 所 番 号	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	申 請 者 の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
---------------	-----------------------	------------------------------------	-----------	---------------

三七〇〇〇二 一〇一五二 一六	あいうえおケアセンター 坂出市御供所町一丁目四番一三号	有限会社あいうえお 坂出市御供所町一丁目四番一三号	平成十七年 二月一日	知的障害者居宅 介護
-----------------------	--------------------------------	------------------------------	---------------	---------------

香川県告示第九十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 事 業 所 番 号	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	申 請 者 の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
三七〇〇〇三 一〇一五二 一五	あいうえおケアセンター 坂出市御供所町一丁目四番一三号	有限会社あいうえお 坂出市御供所町一丁目四番一三号	平成十七年 二月一日	児童居宅介護

香川県告示第九十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第五項により公示する。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区
  - 計画番号区第一号（雑魚）
    - 1 漁場の位置及び区域
      - 漁場の位置 三豊郡詫間町大字大浜船越地先
      - 点の位置
        - 基点A 香田鼻突端
        - ＂ B 楠浜大曲の鼻
        - ＂ C 伊砂子防波堤西端

- " D 伊砂子鼻突端
  - " E 粟島不天ノ州南端
  - 点 イ AからD見通し線とBからE見通し線との交差点
  - " 口 AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
  - " ハ イからBへ五〇メートルのところ
  - " ニ 口からCへ五〇メートルのところ
  - " ホ CからE見通し線上二からCへ二五〇メートルのところ
  - " ヘ BからE見通し線上八からBへ二五〇メートルのところ
  - " ト ヘから水見通し線上へからホへ一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホト、トハの四直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び時期  
第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
  - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
  - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- 4 地元地区 三豊郡詫間町大字大浜
- 二 存続期間 平成十七年四月一日から平成二十年十二月三十一日まで
  - 三 免許予定日 平成十七年四月一日
  - 四 免許申請期間 平成十七年三月一日から同月二日十七時時まで

公 告

香川県公告第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年一月二十四日認可した。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
昭和池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）昭和池地区
蒲野共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蒲野地区

香川県公告第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年一月二十四日認可した。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
小豆郡内海町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）当浜地区
蛙子池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）土井地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大門地区

香川県公告第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、内海町が（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）諸口地区）を行うことについて平成十七年一月二十四日同意した。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、綾歌町が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）（下土居地区））を行うことについて平成十七年一月二十六日適当と決定した。

その関係書類を綾歌町建設課において平成十七年二月二十二日から同年三月十四日まで縦覧に供する。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年一月三十一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年二月二十二日から同年三月十日まで縦覧に供する。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 前池東又地区	多度津町産業課
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 山階海田地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 三井西地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 兵の前地区	"

香川県公告第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、香川町浅野土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（渡池地区））を行うことについて平成十七年一月二十七日適当と決定した。

その関係書類を香川町建設課において平成十七年二月二十二日から同年三月十四日まで縦覧に供する。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、香川町浅野土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（下塚地区））を行うことについて平成十七年一月二十八日適当と決定した。

その関係書類を香川町建設課において平成十七年二月二十二日から同年三月十四日まで縦覧に供する。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市三谷土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業（砂入池上流地区））を行うことについて平成十七年一月二十八日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年三月一日から同月二十二日まで縦覧に供する。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、さぬき市が土地改良事業（農地等高度利用促進事業中地区）を行うことについて平成十七年一月三十一日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市産業経済部土地改良課において平成十七年二月二十二日から同年三月十四日まで縦覧に供する。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年二月二十二日から同年三月十日まで縦覧に供する。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業北條池地区	香川町建設課
"	単独県費補助土地改良事業大谷上池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業桶屋池地区	"

香川県公告第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸亀市田村池太井池土地改良区から役員（退任及び就任）について次のとおり届出があった。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	中山 勝	丸亀市田村町五七番地	平成一六、一一、二二
"	和氣 豊	" 一五二番地一	"
"	香川 脩	" 四一〇番地一	"
"	大岡 久雄	" 一〇三五番地	"
"	大岡 信夫	" 五七七番地	"
"	大西 幸夫	" 一一〇三番地一	"

二 就任した役員

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	中山 勝	丸亀市田村町五七番地	平成一六、一一、二三
"	松原 彰善	" 三三五番地三	"
"	香川 脩	" 四一〇番地一	"
"	大岡 久雄	" 一〇三五番地	"
"	大岡 信夫	" 五七七番地	"
"	大西 幸夫	" 一一〇三番地一	"
"	大平 正行	" 一六六三番地	"
"	中山 義巳	" 一五二八番地	"
"	秋山 清	山北町二四三番地	"
"	丹田 博	柞原町五三九番地	"
"	松原 武	山北町七八〇番地	"
監事	畑山 政延	田村町四七〇番地二	"
"	大西 亘	" 五六四番地一	"
"	戸倉 正	" 二二七番地	"
"	岡崎 義春	山北町一五〇番地	"
"	中山 義巳	" 一五二八番地	"
"	山野 健雄	" 一六二五番地	"

香川県公告第九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市川津町字東山田五六三八 一、二、五六五八 二七及び五六六四 二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸龜市南条町五九 一 京都ハウジング株式会社 代表取締役 鈴木武子

香川県公告第九十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸龜市田村町字道西一四九六、一五六一、一五六二、一五六三、一五六四、一五六五

一五六六、一五六七 一〇及び同地先農道・水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

観音寺市本大町一五四一 三 株式会社三協 代表取締役 吉田孝一

香川県公告第九十六号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年二月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸龜市田村町字道西一四九六、一五六一、一五六二、一五六三、一五六四、一五六五

一五六六、一五六七 一〇及び同地先農道・水路

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員四・〇メートル、延長一・一六・八四メートル）

丸龜市田村町字道西一五六四の一部、一五六五の一部、一五六六の一部、一五六七

2 公園

一〇及び同地先農道・水路

公園（面積一・一六・九七平方メートル）

3 排水施設

丸龜市田村町字道西一四九六の一部、一五六三の一部及び一五六四の一部

自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×六〇〇ミリメートル、延長九三・四五メートル）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸龜市田村町字道西一五六四の一部、一五六五の一部及び一五六六の一部

観音寺市本大町一五四一 三 株式会社三協 代表取締役 吉田孝一

平成十七年二月十五日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

（購読料月極二千五百円）



古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています